平成３０年（再イ）第１号
北九州市若松区東二島３丁目20番７号
再生債務者　大隈　孝幸
1　決議に付する再生計画案　平成30年４月12日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年５月29日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年５月29日まで
平成30年５月８日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（再イ）第１１号
北九州市八幡西区千代ケ崎２丁目12番23―702号
再生債務者　西岡　　徹
1　決議に付する再生計画案　平成30年５月１日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年５月29日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年５月29日まで
平成30年５月８日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（再イ）第４２号
青森市大字羽白字沢田40番地15
再生債務者　澤田　知枝
1　決議に付する再生計画案　平成30年５月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年６月５日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年６月５日まで
平成30年５月８日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２９年（再イ）第１８号
愛媛県松山市畑寺２丁目14番12号
再生債務者　平本　　匡
1　決議に付する再生計画案　平成30年４月27日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年６月５日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年６月５日まで
平成30年５月８日　　松山地方裁判所民事部

平成２９年（再イ）第３６号
愛媛県伊予郡松前町大字恵久美716番地
再生債務者　林　　大輔
1　決議に付する再生計画案　平成29年12月16日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年６月５日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年６月５日まで
平成30年５月８日　　松山地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１６年（再イ）第７４号
千葉県柏市十余二156―64（認可決定時）千葉県柏市十余二164―85
再生債務者　中川　　亘
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成16年７月22日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成30年５月７日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成３０年（再ロ）第１号
徳島県吉野川市山川町川田965番地２
再生債務者　武田富士美
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月30日まで
4　一般異議申述期間　平成30年６月13日から平成30年６月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（再ロ）第１１号
川崎市多摩区菅仙谷２丁目９番１―513号
再生債務者　栗田　直樹
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年６月４日まで
4　一般異議申述期間　平成30年６月18日から平成30年７月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（再ロ）第１号
愛媛県西条市神拝甲189番地
再生債務者　真鍋　光代
1　決定年月日時　平成30年５月８日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年６月４日まで
4　一般異議申述期間　平成30年６月12日から平成30年６月22日まで
松山地方裁判所西条支部

平成３０年（再ロ）第２号
沖縄県那覇市長田２丁目24番17―713号　ライオンズガーデン長田
再生債務者　南風原清美
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年６月４日まで
4　一般異議申述期間　平成30年６月18日から平成30年６月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第７号
名古屋市港区宝神４丁目1002番地　マインシュロスⅢ103号
再生債務者　大城　和彦
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年４月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年５月28日まで
平成30年５月７日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（再ロ）第１号
三重県多気郡明和町大字坂本1198番地４　ハイツ雪２Ｆ号室
再生債務者　山根　祐樹
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年５月５日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年５月29日まで
平成30年５月８日　　津地方裁判所松阪支部

平成２９年（再ロ）第３号
沖縄県宜野湾市伊佐２丁目20番３―202号　サングリーンせせらぎ
再生債務者　安次富　晃
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年４月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年６月４日まで
平成30年５月７日　那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（再ロ）第１号
広島県三原市港町３丁目８番１―201号
再生債務者　八杉　尚美
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年４月12日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年６月５日まで
平成30年５月８日　広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（再ロ）第４号
愛媛県松山市松ノ木１丁目５番54号
再生債務者　山内　光和
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年４月23日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年６月５日まで
平成30年５月８日　　松山地方裁判所民事部

平成２９年（再ロ）第３号
高知市愛宕山90番地52
再生債務者　川内　一平
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年４月25日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年６月５日まで
平成30年５月８日
高知地方裁判所民事部個人再生係

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成30年５月２日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第47条第２項に基づき、次のとおり公告します。
１．清算人氏名　代表清算人　河田　守晃
２．住所　千葉市中央区道場北１―５―20
平成30年５月16日
東京都港区芝４―11―４　ハラビルⅡ２階
三菱自動車販売厚生年金基金
代表清算人　河田　守晃